

## 大分県立病院を受診される患者さんへ

当院倫理委員会において、下記の治療法が承認されました。この治療法については、対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。

この内容についてご質問がある場合や、同意されない場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。もし同意されない場合でも、診療上の不利益を受けることはありません。

医療の内容	低カリウム血症に対する高濃度カリウム製剤の使用
対象者	当院で治療を受ける患者で、低カリウム血症を呈した患者
承認日	2024年10月2日
対象期間	承認後から永続的
概要	<p>【目的・意義】</p> <p>低カリウム血症の補正においては、内服でのカリウム補充を行います。重篤な場合や内服困難な場合は注射剤を使用します。注射用カリウム製剤は添付文書において、40mEq/L以下に希釈し、20mEq/hrを超えない速度で使用することとされています。しかし、臨床現場においては輸液量を減らす必要がある場合や急速な補正が必要な場合には、添付文書の規程を逸脱して高濃度で使用することがあります。そこで、当院に入院中の患者さんで速やかにカリウム値を補正する必要性が生じた際には、心電図モニター装着下に太い静脈から高濃度カリウム製剤を投与することを認めています。</p> <p>【想定される不利益と対策】</p> <p>カリウム補充により、予想より血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心不全をきたす恐れがあるため、必ず患者に心電図モニターを装着して使用することを定めています。また、頻回に血清カリウム値を確認し、異常が確認された場合は速やかに減量又は中止を検討します。低カリウム血症が改善され次第、高濃度注射用カリウム製剤の使用は終了し、添付文書で定められた使用方法へ移行します。</p>
お問い合わせ先	主治医 もしくは 大分県立病院薬剤部 代表 097-546-7111